

埼玉県入間郡三芳町

町内遺跡発掘調査報告書 I

1992. 3.

埼玉県入間郡三芳町教育委員会

はじめに

三芳町は、武蔵野の面影を偲ばせる雑木林と田園風景が町内の随所に広がり、緑豊かな自然に恵まれた町であります。古来より、三芳野の里と呼ばれ、「三富開拓」に代表されるように畑作中心の純農村地帯として緩やかな発展をしてきましたが、都心から僅か30km圏内に位置することから、近年、宅地開発や企業進出によりその姿を急速に変貌させつつあります。

このような状況の中で、先人が築きあげてきた様ざまな文化や歴史は、将来の発展に示唆を与えてくれる貴重な遺産として保護し伝え残していくべきものであるため、三芳町では文化財の保護を教育行政重点施策として掲げ実施いたしております。とりわけ現在町内に残された約40か所にのぼる遺跡すなわち埋蔵文化財は、開発により直接的に失われていく文化財ですが、幸いにして当町では国・県の補助を得て、記録保存のための発掘調査を実施することができました。

ここに刊行する三芳町町内遺跡発掘調査報告書Ⅰは、国庫・県費補助事業として平成2年度に実施された町内遺跡発掘調査事業の成果の記録書であります。

開発に先立つ発掘調査が実施され、本書が刊行できますことは、ひとえに関係各位のご理解とご協力のたまものと厚く御礼申し上げます次第です。

本書が広く活用され、多くの方々の埋蔵文化財に対する理解と関心を深め、先人たちの足跡を後世に伝え残すとともに、郷土の歴史を知り、将来にわたりより一層の発展をしていくための一助となれば幸いと考えます。

平成4年3月

三芳町教育委員会

教育長 富田 信男

例 言

1. 本書は、埼玉県入間郡三芳町に所在する三芳町町内遺跡の発掘調査報告書である。三芳町教育委員会が主体となり、国庫補助・県費補助事業として平成2年度に実施した調査の成果をまとめたものである。
2. 本書に収録した発掘（試掘）調査は、国庫補助事業「町内遺跡発掘調査」事業として平成2年度に総額2,166,540円（国庫1,000,000円・県費500,000円・町費666,540円）で実施したものであり、本書の作成は、平成3年度国庫補助事業「町内遺跡発掘調査」事業（補助対象額1,760,000円）の一環として実施したものである。
3. 本書の挿図・図版作成、原稿執筆、写真撮影、編集は柳井章宏が行った。
4. 本書に掲載した図版の縮尺等の読み方は、それぞれの図で示した。
5. 本書に掲載した地図は、国土地理院発行の1/25,000地形図「与野」および「志木」、三芳町発行の1/2,500三芳町全図である。
6. 発掘調査及び出土品の整理・報告にあたり、下記の諸氏・関係機関にご教示・ご指導を賜わった。記して感謝の意を表したい。（順不同・敬称略）

会田 明、荒井幹夫、飯田充晴、尾形敏則、加藤秀之、小出輝雄、佐々木保俊、笹森健一
斯波 治、杉本 良、高崎直成、坪田幹男、早坂廣人、鍋島直久、橋本鶴人、柳沢健司、
和田晋治、富士見市立考古館、上福岡市立歴史民俗資料館、埼玉県文化財保護課、

目 次

I. 序 章	1
1 三芳町町内遺跡について	1
2 三芳町町内遺跡付近の位置と環境	2
1) 地理的位置	2
2) 考古学的環境	4
3) 周辺の遺跡と時代	6
3 調査組織と参加者	7
4 平成2年度の調査	7
II. 各遺跡の調査	8
1 藤久保東第四遺跡の調査	8
2 浅間後遺跡の試掘調査	10
3 藤久保東第三遺跡の試掘調査	11
4 南新埜遺跡の試掘調査	14
5 三芳唐沢遺跡の試掘調査 (A)	15
6 三芳唐沢遺跡の試掘調査 (B)	17
7 俣埜遺跡の試掘調査	18
8 生出窪遺跡の試掘調査	20
9 新開遺跡の試掘調査 (A)	22
10 新開遺跡の試掘調査 (B)	24

挿図目次

第1図 調査を実施した遺跡	3
第2図 周辺の地形と遺跡	5
第3図 藤久保東第四遺跡調査区位置図	8
第4図 藤久保東第四遺跡調査区全測図	9
第5図 浅間後遺跡調査区位置図	10
第6図 浅間後遺跡調査区全測図	10
第7図 藤久保東第三遺跡調査区位置図	12
第8図 藤久保東第三遺跡調査区全測図	13
第9図 南新埜遺跡調査区位置図	14
第10図 南新埜遺跡調査区全測図	14
第11図 三芳唐沢遺跡調査区位置図	15
第12図 三芳唐沢遺跡調査区 (A) 全測図	16
第13図 三芳唐沢遺跡調査区 (B) 全測図	17
第14図 俣埜遺跡調査区位置図	18
第15図 俣埜遺跡調査区全測図	19
第16図 生出窪遺跡調査区位置図	20
第17図 生出窪遺跡調査区全測図	21
第18図 新開遺跡調査区位置図	22
第19図 新開遺跡調査区 (A) 全測図	23
第20図 新開遺跡調査区 (B) 全測図	24

I. 序 章

1. 三芳町町内遺跡について

三芳町は埼玉県南西部の荒川右岸に位置し、西方には霊峰富士と秩父、多摩の山並みを遠望する平野地帯である。

西方約50kmの青梅市付近より扇状に広がる武蔵野台地の北東部にあたり、台地縁辺から切り込む開析谷により僅かな起伏をもつものの、その殆どが関東ローム層に厚く覆われ、ほぼ平坦な地形を呈する。

三芳町は、上述のように関東ローム層の厚く堆積した台地が占め、特に町の西部域は河川も少なく、広々とした台地が続いている。西部域の集落は、江戸時代の新田開発によるものであるが、中でも元禄7年川越藩主柳沢吉保の命により行われた三富地区の畑作新田開拓地（三芳町大字上富、所沢市中富・下富）は、埼玉県指定旧跡「三富開拓地割遺跡」として指定されており、今なお雑木林と畑地集落との整然とした区画が残され、武蔵野の典型的な新田開拓の面影を忍ばせている。

一方、町東部域はより武蔵野台地の縁辺に近く、柳瀬川を初めとする荒川の沖積面に向かう数条の河川や開析谷が台地を切り込むように存在する。これらの河川に沿って古くから開発が進み、西部域とは異なった様相を呈し、原始・古代の遺跡も多く存在する。

近年まで三芳地域は自然環境に適応しつつ純農村地帯として緩やかな発展を遂げてきたが、都心より僅か30km圏内にあることから都市化の波を強く受け、急激な変化をしつつある。町の東隣を走る東武東上線と地下鉄有楽町線の相互乗り入れ、関越自動車道路の貫通と町の南隣の所沢インターチェンジの設置等が住宅建設を促進させる結果となった。

三芳町にはおおよそ40か所の埋蔵文化財包蔵地が知られるが、当然のことながら開発行為は埋蔵文化財包蔵地内にも及び、破壊の危機にさらされてきている。すでにそのうちの一部は住宅開発により煙滅してしまったものもある。三芳町では、このような状況に対処すべく、文化財保護法改正後、特に昭和51年度以降埋蔵文化財の保護、とりわけ記録保存のための発掘調査に力を注いできた。しかし、このような発掘調査は蚕食的・個別的調査であることが多く、十分な時間と費用を費やし調査が実施でき得ぬことも多く、また、開発者との間で調査費用・期間等について問題が生じることも少なくなかった。

「三芳町町内遺跡発掘調査事業」は、このような問題を少しでも解消すべく国庫・県費の補助を得て、昭和58年度より実施してきたものであり、平成2年度で8年次目となる。遺跡範囲確認調査の実施により調査期間・方法・費用の積算等が容易になったことと、利益を目的としない個人住宅開発等の費用負担の問題を解消できたことは本事業の成果といえる。

当事業により、平成2年度は1遺跡の発掘調査と9地点の遺跡範囲確認調査を実施し、平成3年度に本書を刊行した。

2. 三芳町町内遺跡付近の位置と環境

1) 地理的位置

三芳町の位置する武蔵野台地は、関東平野の西南部に位置し、東西約40km、南北約30kmに及ぶ大規模な台地として知られる。武蔵野台地の西北部は加治丘陵（阿須山丘陵）と入間川が境となり、北東部は荒川の沖積低地で終わる。西南部は、多摩川の沖積低地が境となり、南東部は東京湾岸のいわゆる下町低地である。

武蔵野台地は、奥多摩の山地より流れ出る多摩川の開析扇状地であるといわれ、その扇頂にあたる青梅付近で標高180mを測り、立川で約85m所沢で約60m、三芳付近で約40mと東に向かうに従い次第に低下し、武蔵野台地の東端部では標高約20mとなり荒川低地へ至る。台地の東端部には、沖積地に向かう幾つかの谷が形成されており急崖を成している。

三芳町はこの武蔵野台地の北東縁辺部に近い部分に位置しており、町西部域は標高約45mを測り、殆ど平坦な地形を呈する。一方、標高30mの等高線を境とする町東部域には、荒川とその支流である柳瀬川や江川などが形成する東方の沖積地（荒川低地）に向かう谷が現在5条存在し、やや複雑な地形を呈している。

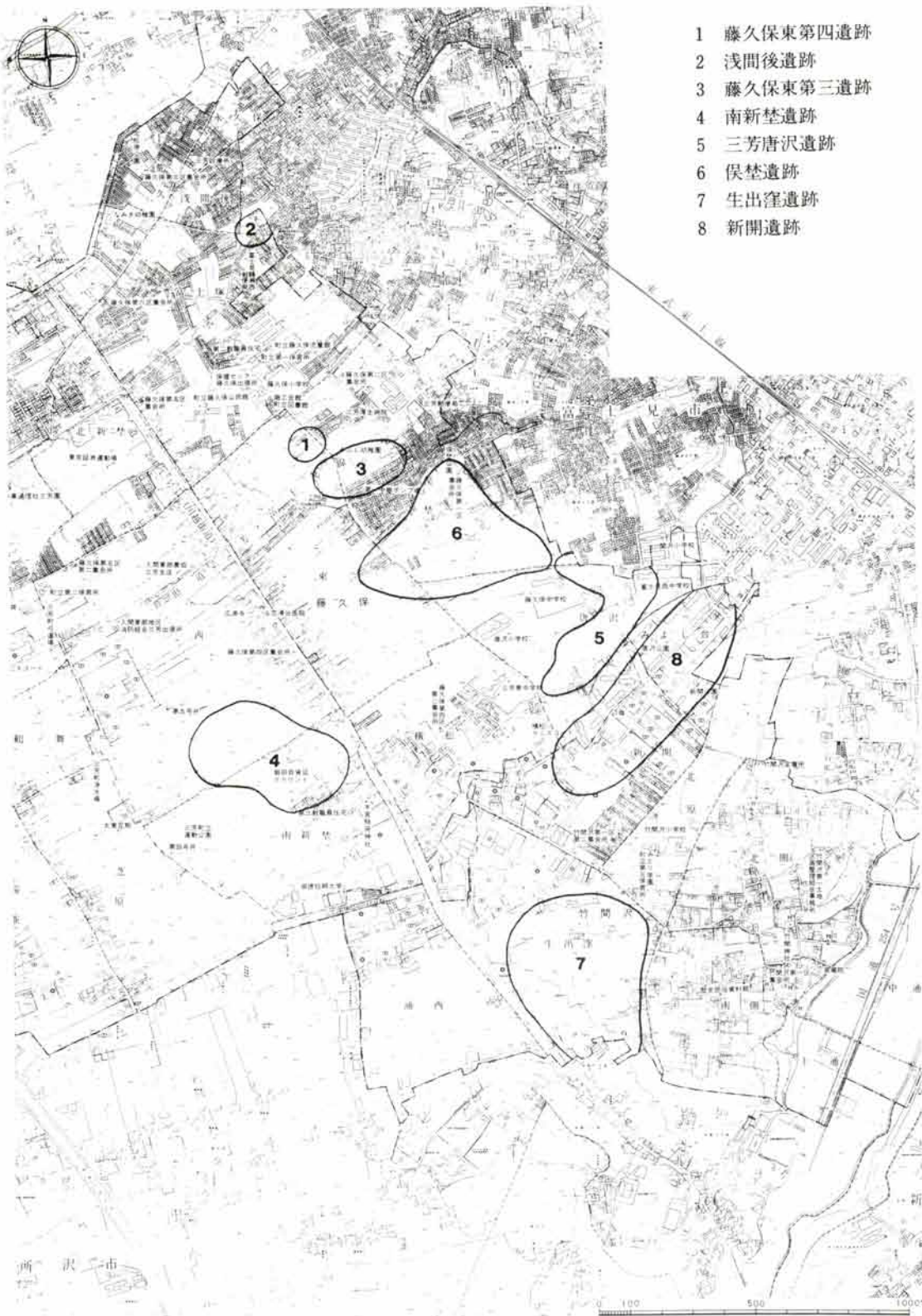
この5条の谷を南からみていくと、まず、三芳町と新座市・志木市を大きく割している谷が荒川の支流・多摩川の名残川とも呼ばれる柳瀬川によって形成された谷である。この谷の両岸には崖面からの湧水により小さな谷戸が数多く形成されている。

次に通称唐沢堀と呼ばれる堀割を通す谷が、川越街道西側（現在の淑徳短期大学付近）に谷頭をもち、大字竹間沢と大字藤久保の間に形成されている。以前は谷頭付近に湧水があったと聞かすが、現在は工場等が建設され埋め立てられている。この谷は三芳町内において比高差約5m程の緩傾斜をもって開析し、富士見市関沢字八ヶ上付近（東武東上線みずほ台駅と鶴瀬駅の間）で江川を流す谷に合流する。

唐沢堀の谷と合流する江川を流す谷は、大字藤久保字東の川越街道付近に谷頭をもち、東方に延びている。この谷は、上述の唐沢堀を流す谷と富士見市字八ヶ上付近で合流し、富士見江川となって谷幅を広げ富士見市水子字打越付近で沖積面に至る。大字藤久保字富士塚付近の富士見市境にも緩やかな谷が入り込んでいる。この谷は、通称権平川を流す谷で湧水源は富士見市域に存在し、谷頭部分が三芳町内域にごく僅かに入り込んでいるのみである。

最後に、三芳町と大井町の行政界付近に緩い谷が形成されている。これは武蔵野台地の特徴といえる末無川の一つである砂川を流す谷である。砂川の流れは狭山丘陵に端を発するが、三芳町まで流れは至らず所沢市中富付近で消滅する。三芳町付近の砂川の谷は、現在雨水排水用の堀割として存在する。

上述のように三芳町には、現在において台地を開析する5条の谷が形成されていることを確認することができるが、柳瀬川の谷を除く他の4条の谷はいずれも緩やかな開析である。しかし、これらの谷が延びる富士見市域の武蔵野台地北東端部付近では、いずれも谷底を深くし、台地を切り裂くような急崖を呈する。



第1図 調査を実施した遺跡 (1/20,000)

2) 考古学的環境

三芳町には約40か所の遺跡が知られる。このうち1か所は埼玉県指定旧跡「三富開拓地割遺跡」であり、江戸時代中期の武蔵野における新田開発の村落形態の名残をとどめている。残りの全ては原始・古代を中心とした埋蔵文化財を包蔵する遺跡である。原始・古代の遺跡の殆どは谷を臨む台地上に位置するため、地形的条件により三芳町では町東部に遺跡の集中が見られる。

柳瀬川を臨む台地上には、遺跡が連続して見られる。第2図に示した範囲で数えるだけでも左岸に13か所、右岸に3か所の遺跡が知られる。柳瀬川に面した遺跡のうち、左岸に位置する三芳町内には上流より古井戸山遺跡(38)、本村南遺跡(37)、本村北遺跡(36)、北側遺跡(35)が知られる。本村南遺跡は、かつて弥生時代中期末葉(宮の台式)の土器が出土したことで知られる。また、近年の発掘調査により弥生時代中期末葉から弥生時代後期末葉を中心とする集落遺跡として位置付けられよう。隣接する古井戸山遺跡からは、旧石器時代、縄文時代早期～後期、弥生時代前期～後期、奈良・平安時代、中世の遺物が認められ、縄文時代から弥生時代を中心としながらも連続と続く複合遺跡として捕えることができよう。下流の南通遺跡(34)、北通遺跡(33)、上流の新座遺跡(40)、右岸に位置する柏の城遺跡(42)、西原大塚遺跡(43)も弥生時代の遺跡として知られる。このように柳瀬川下流域には弥生時代の遺跡が集中していることが分かる。これは、比較的広い沖積地が発達していることや、台地縁辺からの湧水により小さな谷戸が数多く存在することが、初期の水稻耕作の生産基盤として適していたためであろう。

唐沢堀を流す谷に沿って、右岸に新開遺跡(29)、生出窪遺跡が存在する。新開遺跡は昭和51年から調査が進められ、旧石器時代キャンプ跡や平安時代の窯跡、工房跡が発見されたことで知られる。生出窪遺跡(39)からは縄文時代の集石や磨製石斧、弥生時代の土器片が確認されている。また、対岸の三芳唐沢遺跡(28)、やや下った位置に松ノ木・唐沢遺跡(27)が存在し旧石器・縄文時代のキャンプ跡・集落跡が検出されている。

江川水源付近の右岸には、俣埜遺跡(26)が存在する。過去数回の発掘調査が行われ、旧石器・縄文早期～中期・平安時代の複合遺跡として捕えられている。現在の水源より開析谷はさらに奥に入り込み、谷に沿って4か所の遺跡が知られる。右岸には藤久保東遺跡(22)、藤久保東第二遺跡(23)が存在する。藤久保東第二遺跡からは、I b期からI c期の石器群が検出されている。左岸には、藤久保東第三遺跡(24)、藤久保遺跡(25)が存在する。共に旧石器時代から縄文時代にかけての遺物・遺構が検出されており、藤久保東第三遺跡・藤久保遺跡からは、対岸に存在する藤久保東第二遺跡とはほぼ同時期の遺物が検出され、その関連が注目される。江川下流域(富士見市域)には、左岸に本目遺跡(21)、隆起線土器を出土した八ヶ上遺跡(20)縄文前期・奈良時代の集落跡が発見された殿山遺跡(16)が存在する。右岸には、旧石や縄文前期の貝塚で知られる打越遺跡(18)や山崎遺跡(17)が存在する。

このように、三芳付近には武蔵野台地縁辺部より切り込む開析谷が多く存在しており、これらに面した高台には必ずと言ってよいほど遺跡が集中して存在している。



第2図 周辺の地形と遺跡 (1/50,000)

- 1, 上福岡貝塚 2, 長宮遺跡 3, 鷺森遺跡 4, 宮廻遺跡 5, 鶴ヶ舞遺跡 6, 亀居遺跡 7, 江川南遺跡 8, 西ノ原遺跡 9, 大井氏館跡・大井戸上遺跡 10, 東台遺跡 11, 貝塚山遺跡 12, 山室遺跡 13, 羽沢遺跡 14, 谷津遺跡 15, 黒貝戸遺跡 16, 殿山遺跡 17, 山崎遺跡 18, 打越遺跡 19, 水子貝塚 20, 八ヶ上遺跡 21, 本目遺跡 22, 藤久保東遺跡 23, 藤久保東第二遺跡 24, 藤久保東第三遺跡 25, 藤久保遺跡 26, 俣埜遺跡 27, 松ノ木・唐沢遺跡 28, 三芳唐沢遺跡 29, 新開遺跡 30, 東台遺跡 31, 正網遺跡 32, 栗谷ツ遺跡 33, 北通遺跡 34, 南通遺跡 35, 北側遺跡 36, 本村北遺跡 37, 本村南遺跡 38, 古井戸山遺跡 39, 生出窪遺跡 40, 新座遺跡 41, 城遺跡 42, 柏の城遺跡 43西原大塚遺跡 44, 下宿内山遺跡 45, 浅間後遺跡

3. 調査組織と参加者

調査組織

調査主体者	三芳町教育委員会	教育長 岡村 顕 (平成2年11月1日退任)
		教育長 富田信男 (平成3年3月1日着任)
調査事務局	森田陽一郎 (三芳町立歴史民俗資料館長・平成3年3月31日退任)	
	松本輝男 (三芳町立歴史民俗資料館長・平成3年4月1日着任)	
	馬場初江 (三芳町立歴史民俗資料館主任)	
	秋山伸一 (三芳町立歴史民俗資料館主事・平成3年3月31日退任)	
	佐藤雅之 (三芳町立歴史民俗資料館主事補)	
調査担当者	松本富雄 (三芳町立歴史民俗資料館副館長・学芸員)	
	柳井章宏 (三芳町立歴史民俗資料館主事・学芸員)	

平成2年度発掘調査・整理作業参加者 (調査協力員)

池上英雄、井砂恒次、井砂トシ、一色玲子、大久保邦彦、岡村幸江、小野沢紋太郎、明松慶子、合田 恵、河野俊郎、斉藤常吉、佐藤徳子、新田登和子、塙 和男、細沼豊次、真尾節子、柳下ケイ子、渡部末松

平成3年度整理作業参加者 (調査協力員)

池上英雄、一色玲子、岩佐明美、小野沢紋太郎、明松慶子、合田 恵、河野俊郎、杉田浩子、新田登和子、塙 和男、真尾節子、黛佳代子

4. 平成2年度の調査

発掘調査

1) 藤久保東第四遺跡

所在地：三芳町大字藤久保字東803-4,8 調査期間：平成2年4月23日～4月27日
 開 発 者： 発掘通知：平成2年4月16日三芳歴発第164号
 調査面積：443.77㎡ 受理通知：平成2年10月22日2委保記第5-2084号

遺跡範囲確認調査 (試掘調査)

遺跡名	所在地	調査面積	原因	調査期間
1) 浅間後遺跡	藤久保88-12	105㎡	住宅建設	平成2年5月29日
2) 藤久保東第三遺跡	藤久保336-6 他	800㎡	施設建設	平成2年6月18日～7月31日
3) 南新埜遺跡	藤久保1110-57	158㎡	住宅建設	平成2年9月12日～9月13日
4) 三芳唐沢遺跡(A)	藤久保454-8	397㎡	住宅建設	平成2年9月18日～9月19日
5) 三芳唐沢遺跡(B)	藤久保431-22	132㎡	住宅建設	平成2年4月19日～9月20日
6) 俣埜遺跡	藤久保394-5	468㎡	住宅建設	平成2年10月2日
7) 生出窪遺跡	竹間沢258-2	949㎡	社員寮建設	平成2年10月18日～10月19日
8) 新開遺跡(A)	竹間沢351-5	317㎡	倉庫建設	平成2年11月27日
9) 新開遺跡(B)	竹間沢352-1	400㎡	駐車場造成	平成3年1月21日～1月25日

Ⅱ. 各遺跡の調査

1. 藤久保東第四遺跡の発掘調査

藤久保東第四遺跡は、埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字東803番地4,8、江川最上流部左岸に位置し、対岸には藤久保東遺跡が存在する。調査は、個人住宅建設に先立つ埋蔵文化財記録保存調査として443.77㎡を対象とし実施した。

調査地は、周知の埋蔵文化財包蔵地（県遺跡番号32-020）東限部分にあたる。

調査に至る経緯は、平成2年2月に土地所有者より分家住宅新築にかかる問い合わせが三芳町教育委員会にあったことに始まる。町教育委員会では、当該地が周知の埋蔵文化財包蔵地内に近接しているため、開発を行なう際には事前の発掘調査が必要である旨を回答した。計画が具体化した平成2年4月12日付けで開発者より埋蔵文化財発掘の届出が文化庁長官宛に提出された。三芳町教育委員会では、個人住宅にかかる記録保存調査であるために、国庫補助事業「町内遺跡発掘調査」の一環として調査を実施する事とし、発掘調査通知を文化庁長官宛に提出した。

調査は、平成2年4月23日から4月27日にかけて実施した。

今回の調査地は、東方に位置する富士見市方面へ武蔵野台地を開析して流れ出る、小河川江川の最上流左岸台地上に位置する。

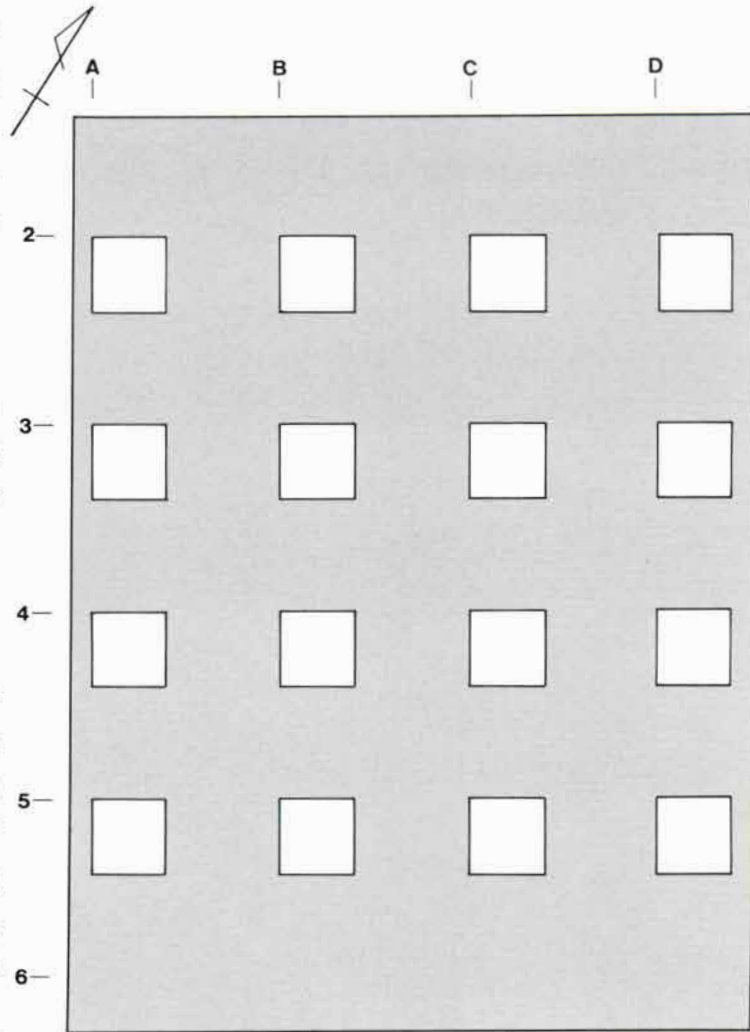


第3図 藤久保東第四遺跡調査区位置図 (1/5,000)

本調査地は、遺跡詳細分布調査等から旧石器時代から縄文時代にかけての遺跡であることが確認されている遺跡の東限にあたる部分であるため、調査は、グリッド法により行なった。境界杭を基準として調査区全域に5 m×5 mのグリッドを設定し、その中に2 m×2 mのトレンチを表土層から人力により掘り下げていく事とした。

人力により設定されたトレンチ内の表土層（耕作土）を剥いだ状態での遺構の確認は無く、表土層中の遺物も皆無であったことから予測された縄文時代の遺構は無いと判断された。そこで、旧石器時代の遺構・遺物の検出を行うためにローム層の掘り下げを行った。その結果、ローム層上面より平均25cm掘り下げたところでいわゆるソフトロームの堆積が終わり、ハードロームとなるが、遺物の検出は無かった。

そこで、念のためハードローム層（4層）を50cm掘り下げ、武蔵野台地標準土層Ⅵ層中面まで確認を試みたが、遺物・遺構共に検出は無く、当該調査地には遺構の存在が無いと判断し、調査を終了した。



第4図 藤久保東第四遺跡調査区全測図 (1/200)

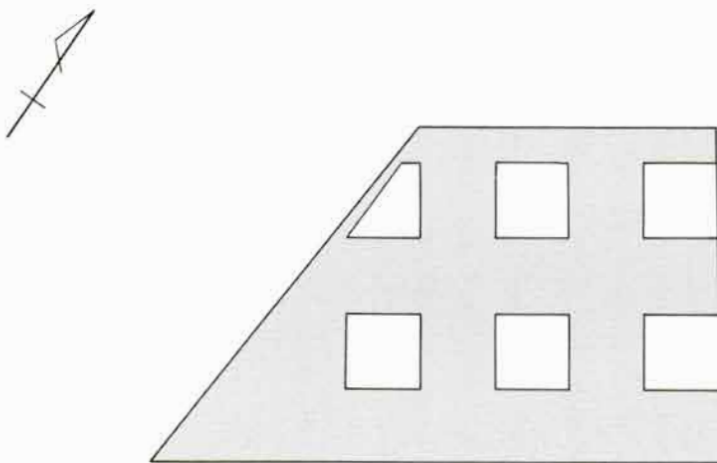


2. 浅間後遺跡の試掘調査

浅間後遺跡は、これまでに2回の発掘調査が実施されている。その結果、旧石器時代（VI層下部より石器ユニット・礫群等）、縄文時代・平安時代の土器片が検出されている。しかし、本遺跡は、東武東上線鶴瀬駅に近く、早くから住宅開発が進められており、明確な遺跡範囲がつかめていない状態にある。



第5図 浅間後遺跡調査区位置図 (1/5,000)



第6図 浅間後遺跡調査区全測図 (1/200)

今回の調査区は、前年度に試掘調査を実施した部分の北に隣接している。前年度の試掘調査では、遺構・遺物共に確認されていないところから、今回の調査区も遺跡の範囲外に相当する可能性があったが、遺跡の範囲を限定するために試掘調査を実施した。

調査は、平成2年5月29日に実施された。敷地境界杭を基準として2m×2mの任意

のトレンチを設定し、人力により表土層の除去を行った。表土層からの遺物の出土は確認されなかった。

表土層除去の後、ソフトローム層上面の精査を実施し遺構・遺物の確認に努めたが、共に検出を見なかった。

その後、ソフトローム層を掘り下げ旧石器時代の遺構・遺物確認を実施したが、遺物等の検出が確認されなかったために、当該地は遺跡の範囲外であると判断され、記録作業実施の後、ただちに埋め戻し作業を実施し、調査を終了した。

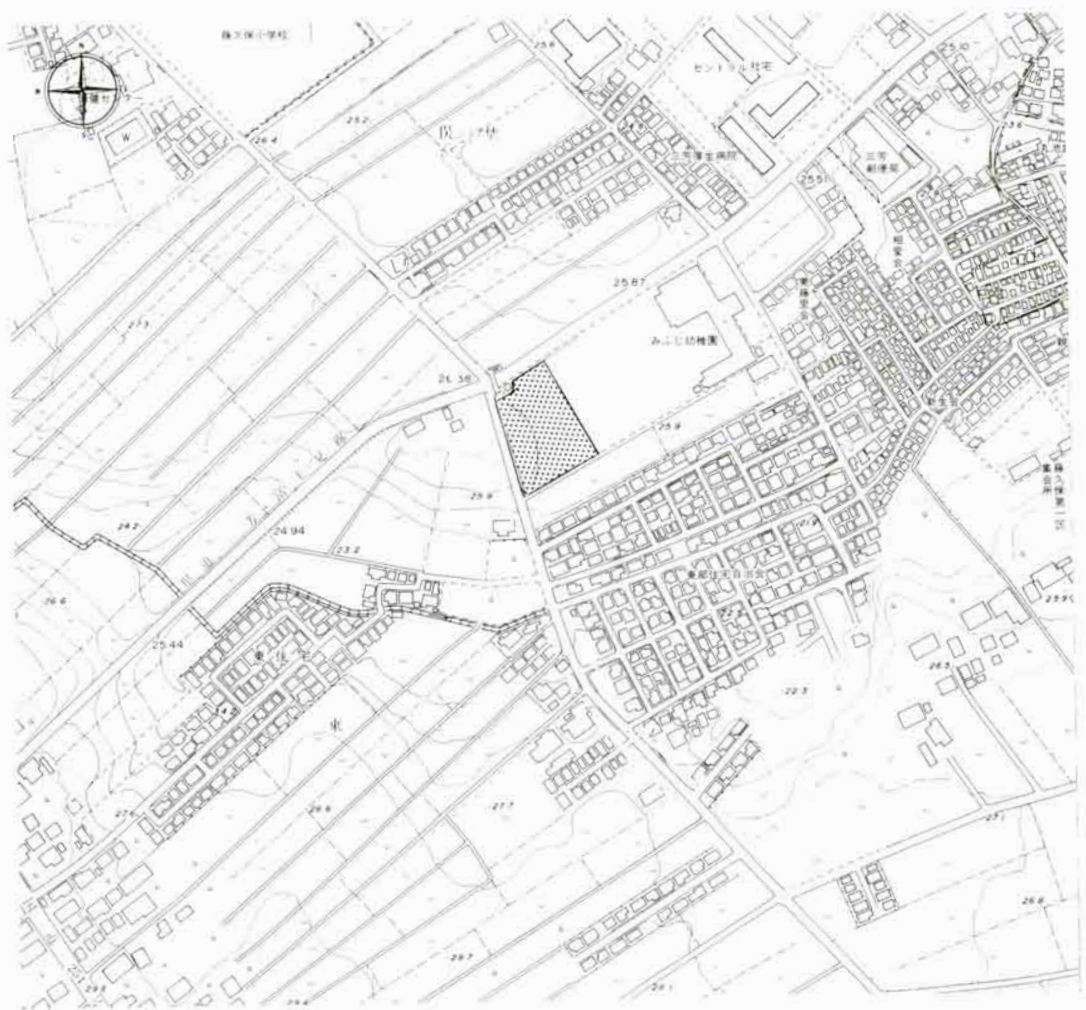


3. 藤久保東第三遺跡の試掘調査

本遺跡は、武蔵野台地を開析する小河川江川の最上流部左岸台地縁辺部に位置し、およそ15,000㎡の広がりを持った遺跡と推定されている。今回の調査は、昭和63年に実施した発掘調査の、未調査部分に当たる。

本遺跡の発掘調査は過去2回行われており、昭和61年に実施された今回試掘調査他の西隣に位置する部分からは、旧石器時代石器集中部13か所および縄文時代炉穴3基が検出（三芳町教育委員会「藤久保東第三遺跡」1987年）されている。また、昭和63年の発掘調査においてⅩ層～Ⅵ層にかけての石器群が検出されている。今回の試掘調査は、平成2年6月18日から開始された。土地境界杭を基準とする任意のトレンチを設定し、パ





第7図 藤久保東第三遺跡調査区位置図 (1/5,000)



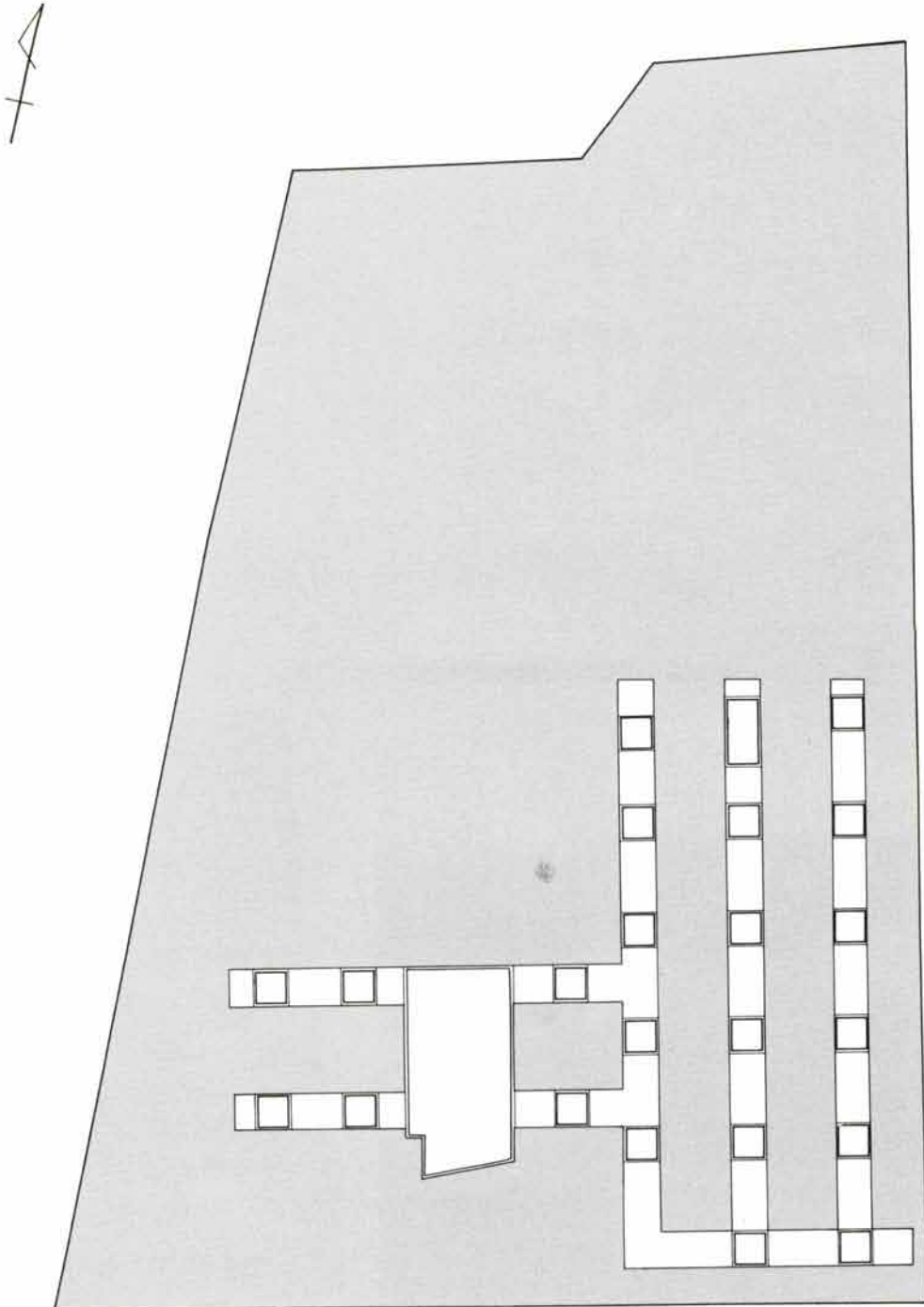
ックフォーにより表土層の除去を行った。その後、人力によるローム層の掘り下げ・精査を実施した。

その結果Ⅶ層中より黒曜石破片Ⅹ層中より砂岩製ハンマー1点、Ⅹa層中より打製石斧1点が検出された。

しかし、遺物が確認された層位が最終遺物包含層であり、昭和63年の調査結果を鑑みこれ以上の調査は不必要と判断し、記録作業を実施し7

月31日にすべての作業を終了した。

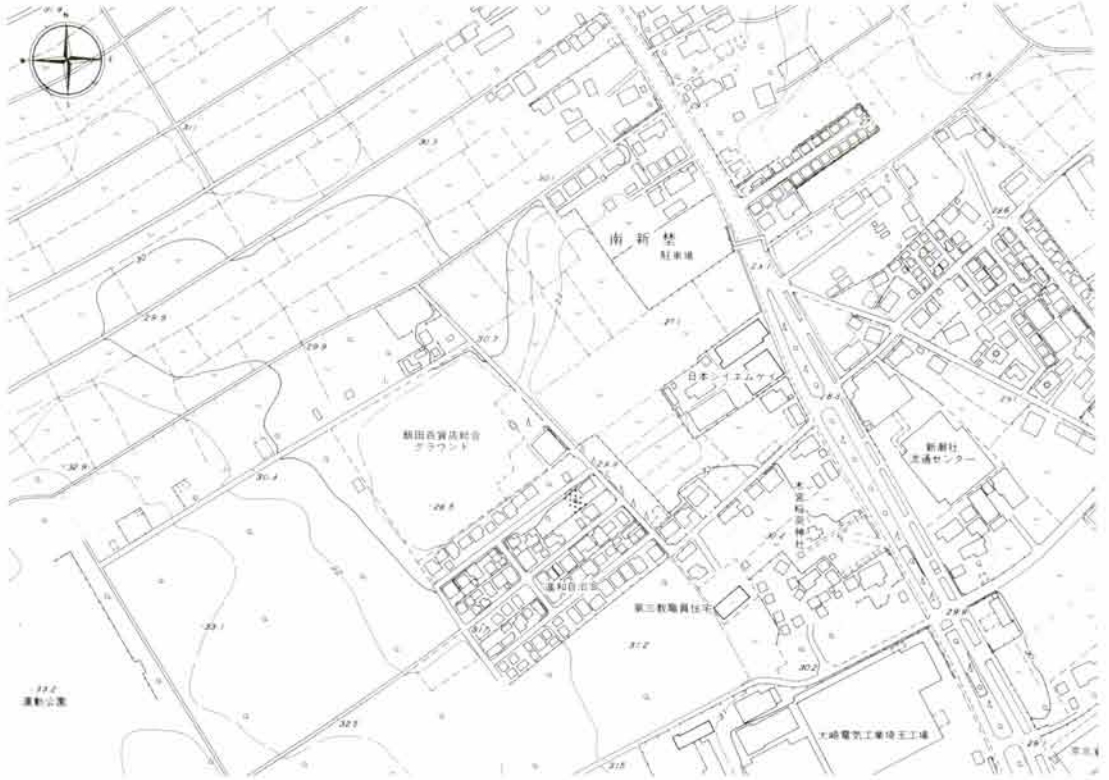
本来であればここに出土遺物等の詳細を記すべきところであろうが、本調査については既に「藤久保東第三遺跡第2地点」(1991)として昭和63年度の調査と合わせて報告書が刊行されているため、参照願えれば幸いである。



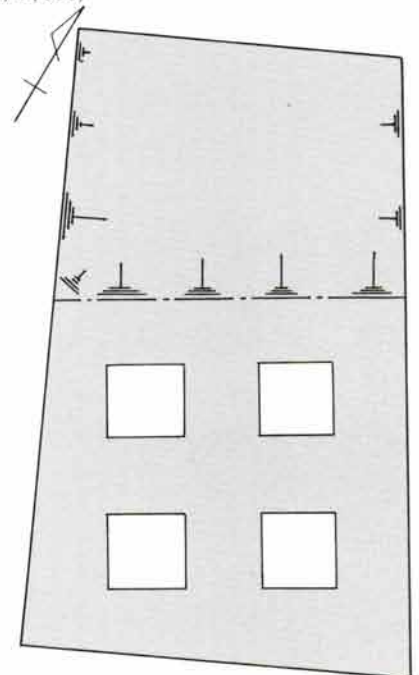
第8図 藤久保東第三遺跡調査区全測図 (1/400)

4. 南新埜遺跡の試掘調査

南新埜遺跡は、唐沢堀最上流付近の右岸台地上に位置し、縄文時代の遺構の存在が推定される遺跡であるが、山林部分が多く遺跡の範囲が明確に捕らえられていないところである。



第9図 南新埜遺跡調査区位置図 (1/5,000)



第10図 南新埜遺跡調査区全測図 (1/200)

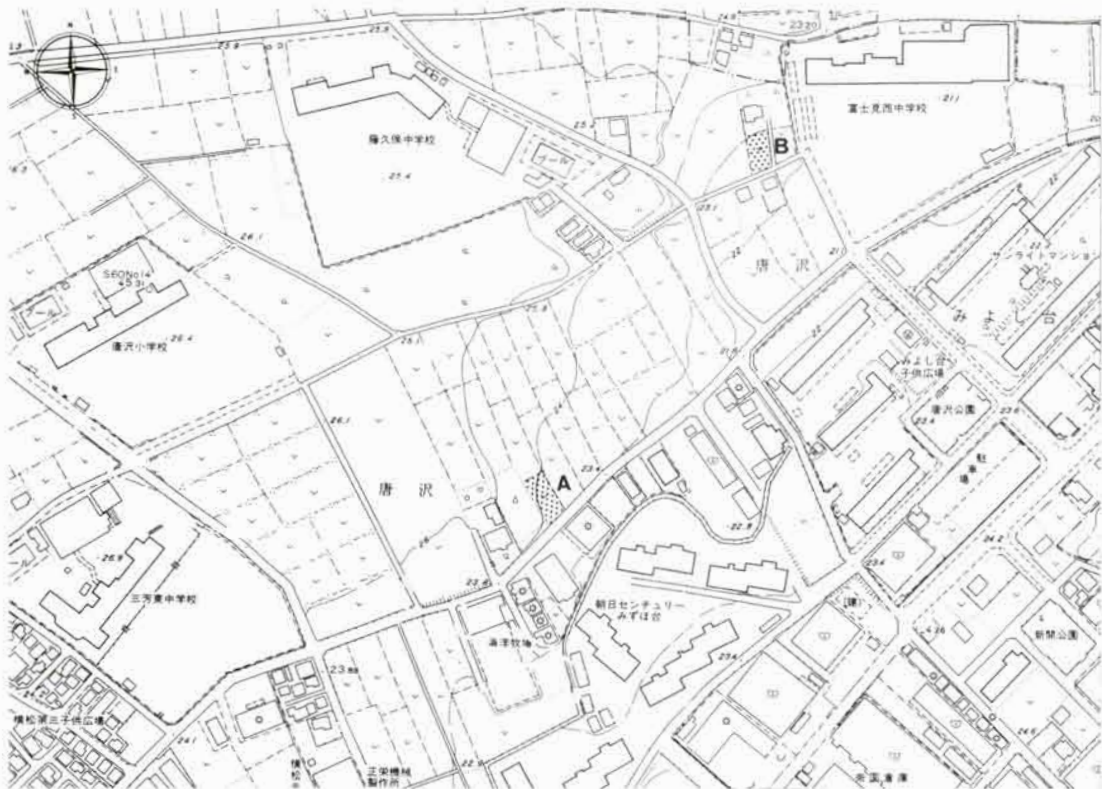
今回の試掘調査は山林部分にあたり、住宅建設に先立つ遺跡確認調査として平成2年9月12日より実施した。境界杭を基準として2m×2mの任意のトレンチを設定し、人力による表土層の除去を実施した後、遺構確認のための精査を実施した。しかしながら、表土中およびローム層上面での遺物・遺構の確認は皆無であったため、当該地に遺



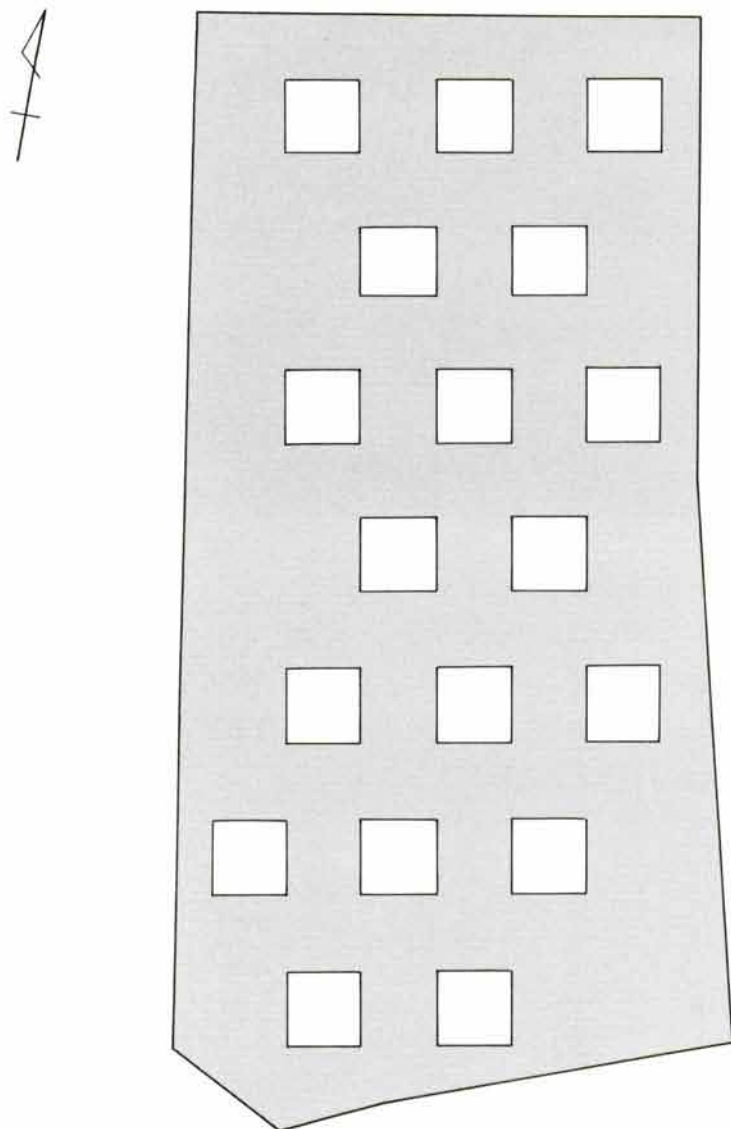
跡の存在はないと判断し、写真撮影・図化記録を行い9月13日に終了した。

5. 三芳唐沢遺跡の試掘調査 (A)

三芳唐沢遺跡は、東方に位置する富士見市域より台地に入り込む、唐沢堀と呼ばれる小河川が形成した緩やかな開析谷の左岸上流部に位置する。この開析谷を挟んだ対岸には、旧石器時代キャンプ跡や平安時代の窯跡が検出された新開遺跡が存在する。



第11図 三芳唐沢遺跡調査区位置図 (1/5,000)



第12図 三芳唐沢遺跡調査区 (A) 全測図 (1/200)



本遺跡の発掘調査は、過去3回実施されている。第1次調査は富士見市立西中学校建設に先立ち昭和53年に富士見市遺跡調査会により実施され、旧石器時代石器ユニット5か所、縄文時代炉穴等が検出されている。2次調査は個人住宅建設に先立ち三芳町教育委員会が昭和59年に実施しているが、遺構・遺物ともに検出されていない。3次調査は、個人住宅建設に先立ち三芳町教育委員会が平成2年に実施し、旧石器時代角錘状石器1点、時期不明の溝3条が検出されている。

これらの調査結果から本遺跡は、旧石器時代・縄文時代早期～中期の複合遺跡として捕らえられている。

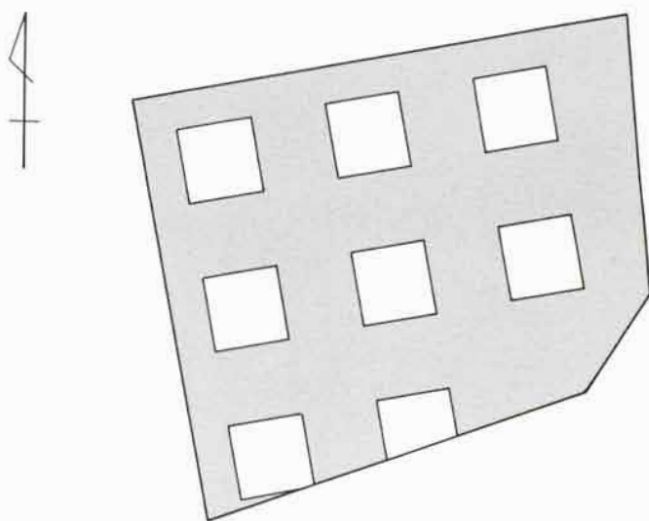
今回の試掘調査は、分家住宅新築に先立つ遺跡確認調査として平成2年9月18日から実施された。敷地境界杭を基準として2m×2mの任意のトレンチを設定し、人力による表土層の除去を行った後、遺構確認のための精査を実施した。しかし、遺物の出土は皆無であり、遺構も確認されなかった。当該地区の第2層(遺構確認面)は純粋なローム層ではなく、再堆積のロームと見られる茶褐色の締まりのない土層であった。唐沢堀

に近付くほど表土層と第2層の堆積は厚くなっており、また、谷底付近に見られる特有の砂質の漆黒色土の堆積が見られたことから当該地区の南側部分は唐沢堀の旧流路に近い部分と推定された。調査の結果、当該地には遺構・遺物の存在はないと判断して、埋め戻しを行い、9月19日にすべての作業を終了した。



6. 三芳唐沢遺跡の試掘調査 (B)

三芳唐沢遺跡の概略については、前項で記したとおりである。今回の試掘調査は住宅建設に先立ち9月19日より実施した。調査は、敷地境界杭を基準とした2m×2mの任意のトレンチを設定し、人力による表土層の除去を行った後、遺構確認のための精査を実施した。ローム層上面までに遺構・遺物の検出はなかった。しかし、当該地は旧石器時代のユニットを検出した1次調査区の西側に近いため、ハードローム層（IV層）までの確認を行ったが遺物の検出はなく、当該地に遺跡は存在しないと判断し、埋め戻しを行い9月20日に終了した。



第13図 三芳唐沢遺跡調査区 (B) 全測図 (1/200)



7. 俣埜遺跡の試掘調査

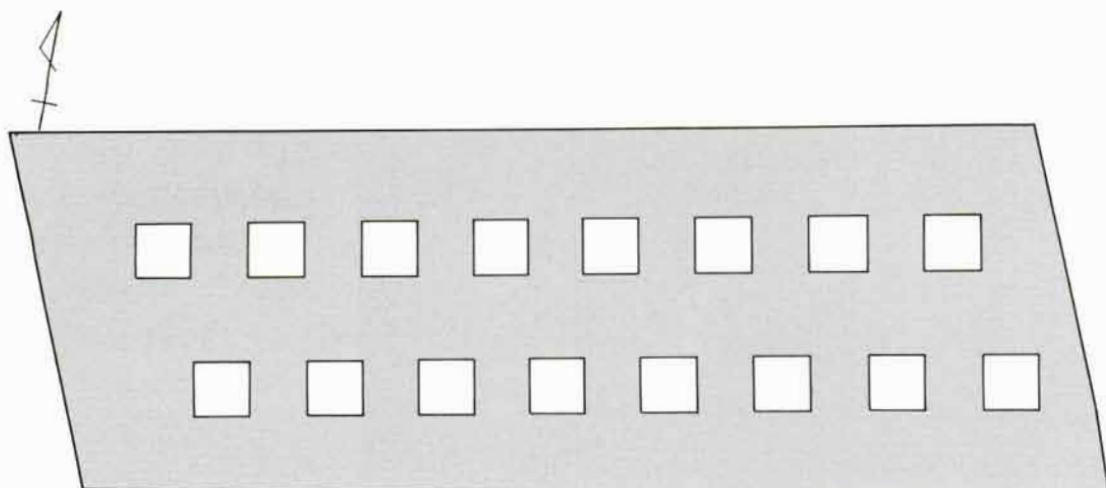
本遺跡は、東方に位置する富士見市方面へ武蔵野台地を開析して流れ出る、小河川江川の上流右岸台地上に位置する。

本遺跡は、過去5地点において発掘調査が実施されている。俣埜遺跡A地点の調査は、昭和52年7月30日から8月15日にかけて実施され、旧石器時代の石器、縄文時代中期の柄鏡形住居跡1軒、平安時代の竪穴・炭窯が検出された。B地点の調査は、昭和56年7月から8月に行なわれたが、遺構・遺物等の検出はなかった。C地点の調査は、昭和57年9月13日から10月16日にかけて実施され、旧石器時代の遺物、縄文時代と推定される土杭1基、近世から近代と考えられる溝状遺構が検出されている。D地点の調査は、昭和60年8月1日から8月31日にかけて実施され、旧石器時代礫群及び炭化物集中区、縄文時代早期の炉穴25基が検出されている。E地点の調査は、平成元年7月20日から7月30日にかけて実施され、縄文時代中期（加曾利E期）の土器片および時期不明の土杭1基が検出されている。

本遺跡は、上記のとおり過去の発掘調査によって、旧石器時代・縄文時代中期・平安時代の遺跡であることが明らかにされている遺跡である。



第14図 俣埜遺跡調査区位置図 (1/5,000)



第15図 俣埜遺跡調査区全測図 (1/300)

今回の調査地は昭和63年度に試掘確認調査を実施した地点の北側に隣接し、分家住宅新築に先立つ遺跡確認調査として平成2年10月2日に実施した。

調査は、敷地境界線杭を基準とした2m×2mの任意のトレンチを設定し、人力による表土層の除去を行った後、遺跡確認のための精査を実施した。しかしながら、表土中およびローム層上面での遺物・遺構の確認は皆無であったため、当該地に遺跡の存在はないと判断し、記録作業を行い調査を終了した。





8. 生出窪遺跡の試掘調査

生出窪遺跡は、唐沢堀上流部右岸台地上のやや奥まった位置に存在する。付近には、旧石器時代・平安時代の遺跡である新開遺跡が存在する。

本遺跡は、市街化調整区域内であり、畑地として現在も生産が行われているところであるため、試掘調査も現在までに4地点しか行われておらず、遺跡の範囲および種類が明確につかめていない。遺跡



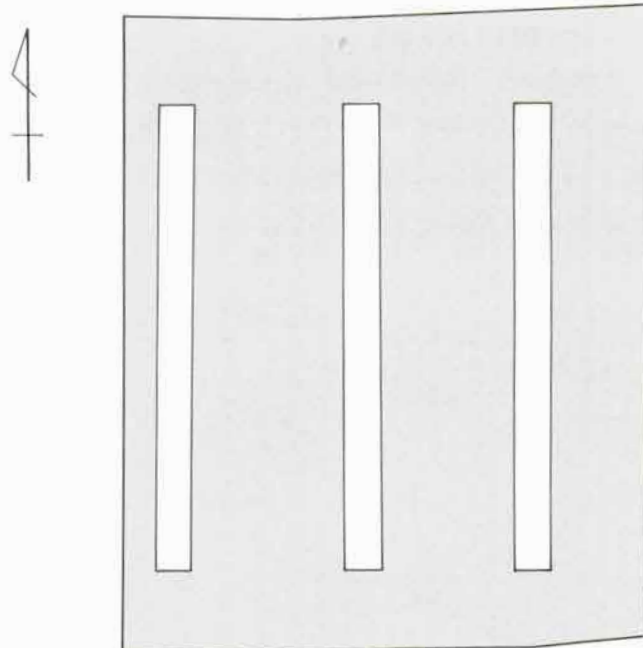
第16図 生出窪遺跡調査区位置図 (1/5,000)

詳細分布調査の調査によれば、縄文時代～弥生時代の遺物が採集されている遺跡である。

今回の試掘調査は、社員寮建設に先立つ遺跡確認調査として平成2年10月18日から実施した。調査地は、テニスコートとして利用されていたところであったため、開発者より重機の提供を受け、幅2m×22mのトレンチを南北に3本開掘した。テニスコート造成時に約2m埋め立てられていたが、原地表面は影響をうけていなかった。

ソフトローム層直上面まで重機による掘削を行ない、その後人力による精査を実施し遺構・遺物の確認に努めたが当該面での遺構・遺物等の検出はなかった。そこで、旧石器時代の遺構・遺物の確認を行なうため、1トレンチ当たり3か所のテストピットを設定し開掘することとした。

ソフトローム面より約20cm掘り下げたところでハードローム層（武蔵野台地標準土層第Ⅳ層）となり、Ⅳ層下部まで約20cm掘り下げを行ない確認した。その結果、遺物・遺構共に検出されなかったために、当該地に遺跡は存在しないと判断し、記録作業を行い9月19日にすべての調査を終了した。

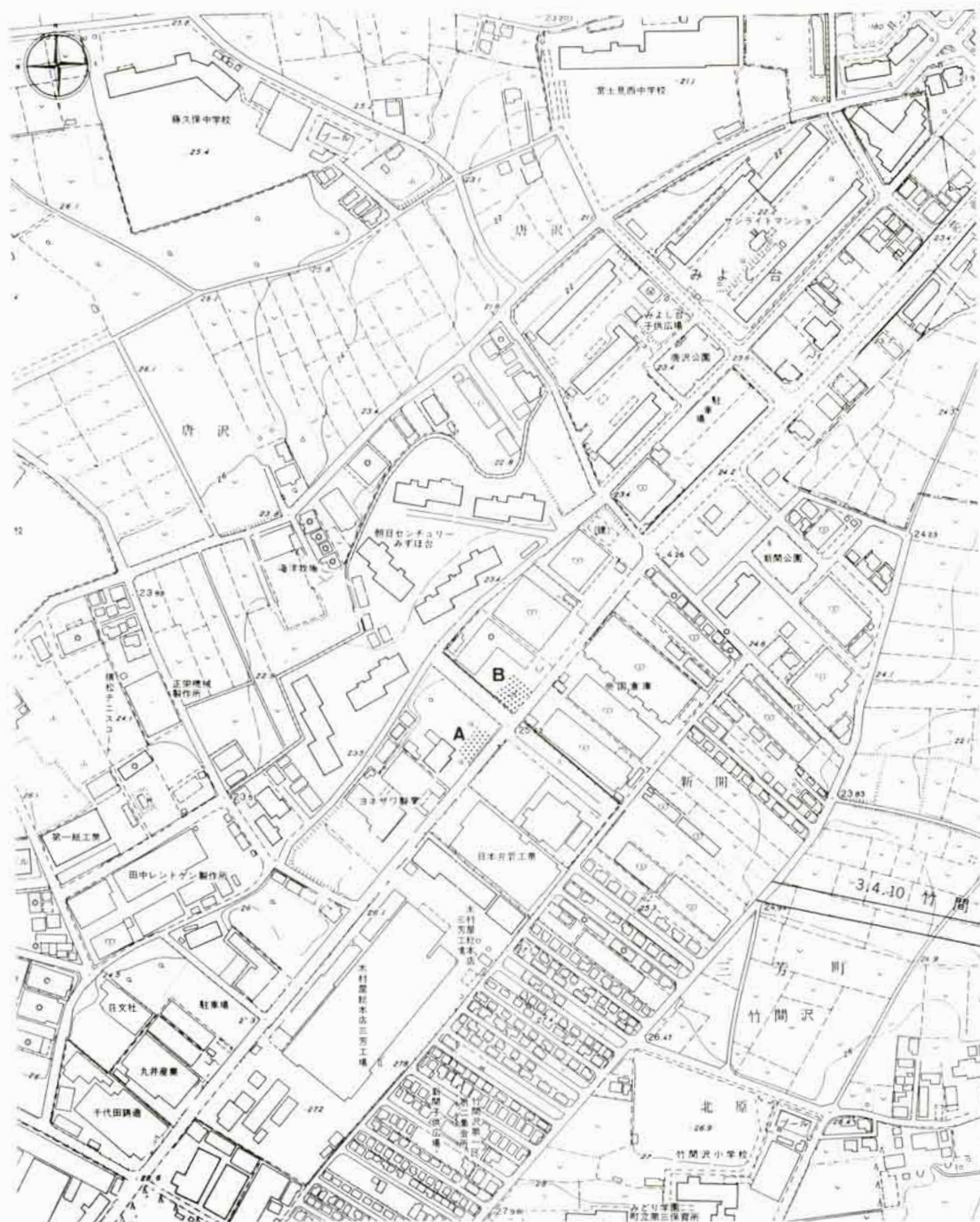


第17図 生出窪遺跡調査区全測図 (1/400)

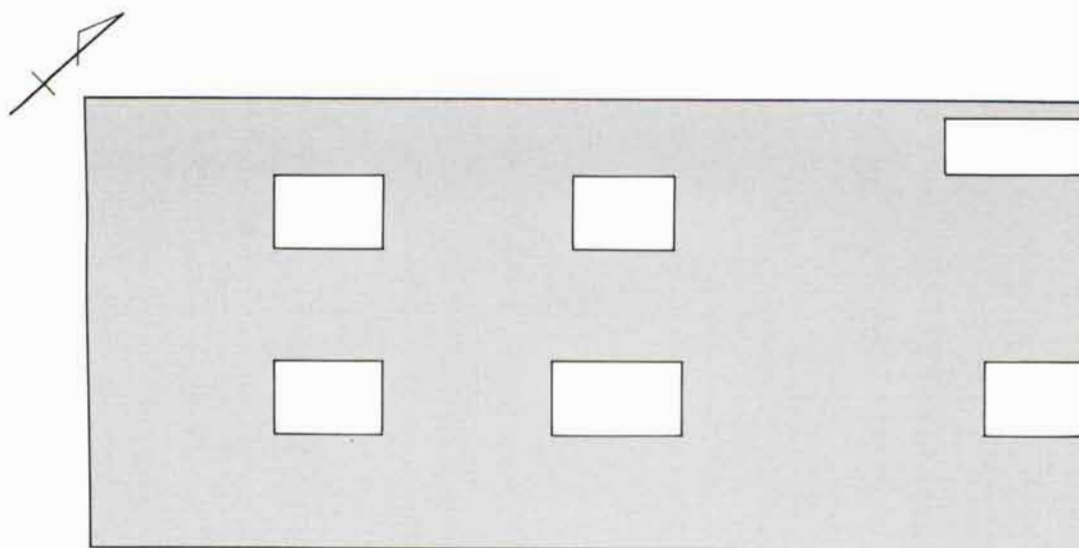


9. 新開遺跡の試掘調査 (A)

新開遺跡は、唐沢堀上流右岸台地上に存在する。対岸には、旧石器時代～縄文時代の遺跡とされる三芳唐沢遺跡が存在する。新開遺跡は昭和51年より土地区画整理事業に先立つ発掘調査、その後の開発による調査等16次に渡って行われ、旧石器時代礫群・石器ユニット、平安時代登り窯・工房跡などが検出されている。



第18図 新開遺跡調査区位置図 (1/5,000)

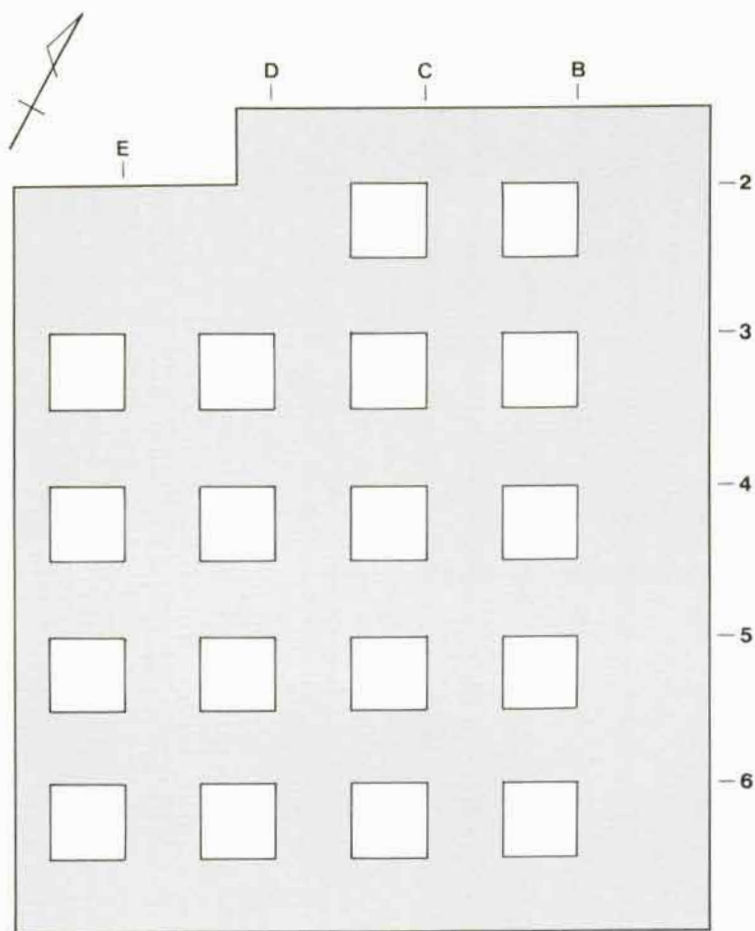


第19図 新開遺跡調査区 (A) 全測図 (1/200)

今回の試掘調査は、昭和63年度に調査を実施した新開遺跡T c区の西隣にあたり、平安時代窯業遺構の検出が期待された。

調査は、平成2年11月27日に行われた。当該地の現況は盛土のうえ砂利敷きの駐車場となっていたところであるため、とりあえず任意のトレンチを設定し、バックホーを使用して盛土の除去を行う事とした。盛土の除去を旧地表面レベルまで掘り下げてもコンクリートやアスファルトが埋まっていたため、トレンチ内の残土すべてをバックホーにより除去することとした。その結果、残土の堆積は予想以上に深く、すべてのトレンチで深さ約2.5mを計り遺構・遺物共に全く確認できない状態であった。





第20図 新開遺跡調査区 (B) 全測図 (1/200)

10. 新開遺跡の試掘調査(B)

新開遺跡の概要は前項で記したとおりである。今回の試掘調査は駐車場造成に先立つ確認調査として平成3年1月21日から1月25日にかけて実施した。調査は、敷地境界杭を基準として4 m×4 mのグリッドを設定し、その中に北東隅を基点とした2 m×2 mのトレンチを設定し、人力による表土層の除去を行った後、遺構確認のための精査を実施したその結果、表土中より須恵器破片が検出され、更に精査を実施したところD-6区において工房跡と見られるプランが1か所確認され、B-4区・C-4区において土坑窯と見られる土器が集中する落ち込みが3か所確認された。

そのため、極力保存をすることが望ましいと判断し、開発者に保存を前提とした開発計画の変更を申し入れたが、計画変更は不可能との結論に達したため、試掘確認調査の結果を元に調査期間・費用等の算出を行ない、開発者に提示し了承を得たためにやむを得ず受益者費用負担による記録保存のための発掘調査を平成3年4月より実施することとなった。





D-6 区



C-4 区



B-4 区

埼玉県入間郡三芳町

町内遺跡発掘調査報告書 I

発行日 平成4年3月31日

編集 三芳町立歴史民俗資料館
三芳町大字竹間沢877番地
TEL 0492-58-6655

発行 三芳町教育委員会

印刷 新日本印刷株式会社